

マイナンバー（社会保障・税番号）制度の広報について

1 広報・普及啓発媒体について（平成27年3月時点）

(1) マイナンバーホームページ

内閣府（内閣官房）として、マイナンバー（社会保障・税番号）制度のホームページを開設し、広報・普及啓発媒体やよくある質問（FAQ）などを掲載しています。また、関係省庁の特設サイトへのリンクも掲載しています。

さらに、平成27年3月から、政府広報オンラインとYahoo! JAPAN PR企画のマイナンバー特集ページが開設されました。

◆ホームページアドレス：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

◆検索ワード：「マイナンバー」

◆関係省庁のマイナンバー特設サイト

・特定個人情報保護委員会

<http://www.ppc.go.jp>

・総務省

地方税：

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/56538.html

個人番号を活用した今後の行政サービスのあり方に関する研究会：

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/mynumber/index.html

・国税庁（マイナンバー特設サイト）

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>

・厚生労働省（マイナンバー特設サイト）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>

◆政府広報オンライン マイナンバー特集ページ

（「政府広報」で検索してください。）

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/index.html>

◆Yahoo! JAPAN PR企画 マイナンバー特集ページ

<http://promotion.yahoo.co.jp/mynumber/>

(2) マイナンバー公式ツイッター

マイナンバー公式ツイッターで情報発信を行っており、内閣府（内閣官房）の情報に加え、関係省庁のホームページの更新情報の紹介などを行っています。

◆公式 twitter：https://twitter.com/MyNumber_PR

(3) マイナンバーコールセンター

内閣府（内閣官房）において、平成26年10月1日よりコールセンターの運営を開始しています。国民や事業者からのご質問に回答するとともに、必要に応じ、関係省庁につなぐことにより、ワンストップでの対応を行っています。

◆電話番号：日本語 0570-20-0178（マイナンバー）

※一部IP電話等でつながらない場合は

050-3816-9405まで

英語 0570-20-0291

◆受付時間：平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始除く）

◆開設期間：平成26年10月1日～平成29年9月末（予定）

(4) マイナンバー啓発用ポスター

マイナンバー啓発用ポスターを平成26年10月に、地方公共団体、税務署、年金事務所、ハローワーク等に配布しました。マイナンバーホームページにも、ポスターの電子データを掲載していますので、印刷してチラシ等にご活用ください。

◆ポスター：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kouhou.html>

(5) 民間事業者向け資料

関係省庁のホームページで、以下のような資料が公表されています。（随時、最新情報に更新される予定）

ア 内閣府（内閣官房）

- ・事業者向けマイナンバー広報資料（説明文付）

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/koho_setumei_h2702.pdf

- ・FAQ（よくある質問）
- ・民間団体等の対応事例 等

イ 特定個人情報保護委員会

- ・民間事業者向けガイドライン・Q&A・ガイドライン説明資料 等

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

ウ 総務省

- ・地方税関係資料
- ・個人番号を活用した今後の行政サービスのあり方に関する研究会資料 等

エ 国税庁

- ・国税関係資料
- ・法人番号関係資料

オ 厚生労働省

- ・医療保険者向け資料
- ・民間事業者向け資料（社会保障関係）

(6) 政府広報

政府広報オンラインのマイナンバー特集ページのほか、当面、今年度中に、テレビCM（3月第2週から3週間の予定）、新聞記事下広告（3/15（日）、16（月）の予定）、新聞折込広告（3/29（日）の予定）、雑誌、WEB等、多様なメディアを活用したマイナンバー制度の広報を実施予定です。

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/index.html>

(7) 外国人向け広報

内閣官房の特設ホームページ内で、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、ポルトガル語、スペイン語の制度概要資料やFAQ（よくある質問）の情報提供を始めています。（トップページの右側に各国語へのリンクを設置）

コールセンターも来年度は5か国語で対応可能とする予定です。

(8) 今後の予定

今後、障害者向けの広報についても媒体の作成等を行う予定です。

その他、マイナンバーの周知・広報に活用可能な媒体等はホームページで広く情報提供するほか、随時お知らせする予定です。

2 マイナンバー広報用ロゴマークの使用について

内閣府（内閣官房）では、マイナンバーの広報・啓発を促すためのロゴマーク（マイナちゃん）を作成しました。

本ロゴマークにつきましては、地方公共団体や個人番号利用事務実施者である健康保険組合、当室から広報の協力依頼文書を発出した団体等は、使用許可を経ずにマイナンバーの広報に使用することが可能です。なお、民間企業・団体等については、当室の利用承認を受けていただいた上で使用していただいております。

ホームページや広報紙、独自のチラシ等の作成に当たり、積極的にご活用ください。

なお、民間企業等によるロゴマークの使用の詳細については、マイナンバーホームページに掲載している「マイナンバーロゴマーク使用規約」及び「マイナンバーロゴマーク利用ガイドライン」をご確認ください。

ロゴマークの詳細：

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/logo.html>



3 マイナンバーホームページのバナー画像について

マイナンバーホームページのリンク用バナー画像をホームページで公開しています。
ホームページ右上の「リンク設定について」をご覧ください、積極的にご活用ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/link/>

